改正

令和3年3月31日規程第39号

那須烏山市競争入札等参加資格審查規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5第 1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、市が発注する建設工事等の一般競争入札、指名競争入 札及び随意契約に係る見積合わせ(以下「競争入札等」という。)に参加する者に必要な資格及び 当該資格の審査等に関し必要な事項を定めるものとする。

(参加資格の審査)

- 第2条 競争入札等に参加する者に必要な資格(以下「参加資格」という。)の審査は、2会計年度 ごとに行うものとする。ただし、参加資格の審査を行うことが特に必要であると市長が認めるとき は、参加資格の審査を行わない会計年度においても、これを行うことができる。
- 2 参加資格の審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長の指定する期間内に別に定める申請書により申請しなければならない。

(参加資格の制限)

- **第3条** 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、参加資格を認めないものとする。
  - (1) 令第167条の4第1項に該当する者
  - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない者
  - (3) 登録、免許又は許可を営業の要件とする契約の種類について、当該登録、免許又は許可を受けていない者
  - (4) 建設業を営む者にあっては、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けていない者
  - (5) 国税及び地方税に滞納がある者

(参加資格の認定及び格付の付与)

- 第4条 参加資格の審査は、建設工事等の種類ごとに行うものとする。
- 2 市長は、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、那須烏山市建設工事等請負業者選考委員会 設置及び運営規程(平成17年10月那須烏山市規程第26号)により設置される建設工事等請負業者選 考委員会の審査の結果に基づき、参加資格を認めるものとする。
- 3 市長は、前項の規定に基づき参加資格を認める場合において、建設業を営む者については、A級、 B級又はC級のいずれかの格付を付することができる。
- 4 前項の規定による格付の付与は、建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査の結果を主に、市が発注した工事の工事成績、労働福祉の状況及び工事の安全成績等を勘案して行うものとする。

(参加資格の有効期間)

第5条 参加資格の有効期間は、参加資格が認定された日の翌日から翌々年度において新たな参加資格が認定される日までとする。ただし、第2条第1項ただし書の規定により参加資格の審査を受けたものにあっては、翌年度において新たな参加資格が認定される日までとする。

(審査結果の通知等)

- **第6条** 市長は、参加資格の審査を行ったときは、その結果について、申請者に対し通知するものと する。
- 2 前項の通知を受けた申請者は、参加資格の審査の結果について異議があるときは、当該通知を受けた日から60日以内に再審査を請求することができる。

(入札参加資格管理システムによる管理)

第7条 市長は、参加資格を認めた者(以下「有資格業者」という。)に係る情報を入札参加資格管理システムに入力し、必要な情報を体系的に管理するものとする。

(申請期間後に提出された申請書の取扱い)

**第8条** 市長の指定する期間後に提出された申請書は、共同企業体を除き、これを受理しないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたものについては、期間後であっても受理することができる。

(格付の変更)

- **第9条** 市長は、特に格付の調整の必要を認めたときは、有資格業者の格付の変更をすることができる。
- 2 前項の規定により格付の変更を行ったときは、当該有資格業者及び関係課にその旨を通知するものとする。

(参加資格の取消し等)

- 第10条 市長は、有資格業者が、第3条各号のいずれかに該当することとなったとき、又は不正の手段により参加資格の認定を受けたと認められるときは、当該参加資格を取り消すことができる。
- 2 市長は、前項の規定により参加資格を取り消したときは、当該有資格業者及び関係課にその旨を 通知するものとする。

(変更の届出)

- **第11条** 有資格業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったときは、速やかに、その旨 を届け出なければならない。
  - (1) 住所
  - (2) 商号又は名称
  - (3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名
  - (4) 建設業の許可番号
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、参加資格の審査に係る申請書に記載した事項 (その他)
- 第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、次項の規定による廃止前の那須烏山市建設工事請負業者選定 規程(平成17年那須烏山市規程第19号)の規定により現に参加資格を認められている者については、 この規程の相当規定により参加資格を認められた有資格業者とみなす。

(那須烏山市建設工事請負業者選定規程の廃止)

- 3 那須烏山市建設工事請負業者選定規程(平成17年那須烏山市規程第19号)は、廃止する。 (那須烏山市小規模工事等契約希望者登録規程の一部改正)
- 4 那須烏山市小規模工事等契約希望者登録規程(平成17年那須烏山市規程第23号)の一部を次の表 のように改正する。

(次のよう略)

(那須烏山市建設工事共同企業体取扱規程の一部改正)

5 那須烏山市建設工事共同企業体取扱規程(平成21年那須烏山市規程第32号)の一部を次の表のように改正する。

(次のよう略)

附 則(令和3年3月31日規程第39号)

この規程は、公布の日から施行する。